

倒産手続と譲渡担保権

倒産手続開始決定の効力と集合動産譲渡担保権の固定化

破産・再生 別除権者、財団債権者等の優先債権者、一般債権者との間の利害調整

会社更生 更生担保権の対象（動産・債権）と評価、財産評定との関係

* 管財人・再生債務者の役割 ー 開始後の業務と担保権弁済

* 固定化時期と処分権限喪失時期との関係

* 会社更生と固定化 : 担保権実行禁止との関係・回収金の取扱い

* 民事再生→会社更生への手続移行

将来債権譲渡担保の倒産手続における規律

債権発生主体の交代・譲渡の規律 → 将来債権譲渡（真正売買）も同様の問題

* 管財人の行為（民事再生・会社更生）、再生債務者の行為（第三者性）

* 早期計画外事業譲渡等による再建の実現

* 会社更生における財産評定と担保権評価との関係

譲渡担保と担保権実行禁止命令

再 生 : 担保権実行禁止命令 : 現行実務運用の制度化

破 産 : 担保権の実行中止・禁止命令制度の創設（新破産法の基本構造と実務 74 頁）

* 中止命令期間中の回収金等の取扱い

再生手続における担保権消滅許可制度の規律

担保権消滅請求の対象 民事再生法 53 条 1 項に規定する担保権

事業継続不可欠性の要件 緩和すべきか

配当（弁済）実施手続 私的実行との関係

集合動産譲渡担保等における別除権協定の内容

- ・ 換価回収主体
- ・ 担保権者と再生債務者（管財人）との配分割合
- ・ 別除権弁済の支払方法（事業継続・資金繰り）
- ・ 別除権者のモニタリング

譲渡担保権と破産管財人等に対する対抗要件

破産管財人等による対抗要件具備の確認：占有改定の問題点 * 所有権留保等も同じ